

令和8年度道路台帳更新業務

特記仕様書

第1章 総 則

第1条(目的)

本仕様書は、下関市が管理する道路の令和8年度道路台帳更新業務（以下、「本業務」という。）について規定するものである。

なお、本業務の実施については、別途実施中の「令和4年度下関市道路台帳管理システム構築運用業務」（以下、「運用業務」という。）との連携を図り、円滑な業務実施ができるよう配慮しなければならない。

第2条（適用範囲）

本仕様書は、下関市（以下「発注者」という。）が受託者に委託する本業務に適用するものである。

第3条(準拠する法令等)

本業務は、本仕様書による外、次の規程に準拠して実施するものとする。但し、重複する事項については、本仕様書によるものとする。

- (1) 下関市公共測量作業規定（平成20年7月1日 国国地240号）
- (2) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (4) 国土交通省道路施設現況調査要項
- (5) 昭和53年10月7日付け自治交第87号の普通交付税算定用に用いられる道路台帳の基準（地方交付税法）
- (6) 下関市契約規則
- (7) 下関市個人情報保護条例
- (8) 下関市道路台帳作成要領書（平成27年3月）（以下「要領書」という。）
- (9) その他関係法令

第4条（品質管理基準）

本業務を遂行するにあたり、受託者は、適切な品質管理を行い、必要な技術的能力の向上に努めるものとし、作業工程毎に精度管理表を作成して、その品質管理に努めなければならない。尚、品質・精度確保、実績が不十分と判断した場合は、落札後であっても契約を解除する。また、受託者は業務上知り得た情報を、発注者の承認を得ずに他へ漏らしてはならないこととする。

下記の基準も本業務の条件とするものとする。

- (1) 情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）及びプライバシーマークの資格を取得していることとする。
- (2) I S O 9 0 0 1（品質評価システム）の資格を有することとする。上記（1）を含めた資格については、全ての作業拠点で所得しているものとする。

第5条(作業概要)

本業務の概要は下記のとおりである。

(1)作業内容

新認定（供用開始）	2. 540km
改良（区域変更含む）	2. 794km
舗装	0. 000km
廃止	0. 015km

(2)作業範囲

市内全域

第6条(疑義)

本仕様書及び成果品の作成要領に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受託者協議のうえ発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

なお、発注者が必要と認めたときは、作業内容の変更、又は中止を指示することがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は、発注者と受託者の協議により定めるものとする。尚、変更による必要な工期は別に定めるものとする。

第7条（作業実施計画）

受託者は、本業務を実施するにあたり次の書類を作成し、発注者の承諾を得なければならない。

- (1)業務実施計画書
- (2)工程表
- (3)管理技術者届

第8条（管理技術者等）

本業務の管理技術者は、道路台帳業務に精通した測量法第49条により登録された測量士とする。

また、照査技術者は空間情報総括監理技術者の有資格者とし、本業務の節目において、作業及び製品の品質評価等の精査を行うとともに、道路台帳管理システムのデータベースを検収しなければならない。

なお、本業務の担当技術者のうち一人は下関市内に駐在する測量士とする。

第9条（関係官公署との折衝）

本業務遂行のために関係官公署との折衝が必要な場合で、発注者との協議を要するものについては指示を受けて折衝するものとする。

第10条（損害の賠償）

本業務遂行中に受託者が発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を報告し、発注者の指示に従うものとする。損害賠償などの責任は受託者が負うものとする。

第11条（作業経過の報告）

本事業の実施期間中において、受託者は発注者と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。打合せ事項について受託者はその都度別に定める「作業経過の報告」を提出するものとする。

第 12 条（成果品の検査・納品）

本業務の成果品については、管理技術者立会いのうえ発注者の検査を受けるものとする。成果品は、発注者の検査完了後、納品するものとする。

第 13 条（成果品の瑕疵）

納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は、発注者の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うものとする。

第 14 条（成果品の帰属）

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。システム設定を行う道路管理システムの著作物について、本件プログラムに結合され又は組み込まれたもので、受託者が従前から有していたプログラム、及び受託者が本件業務の実施中または新たに作成したプログラムの著作権並びに第三者ソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。但し、発注者は、納入された本件プログラムの著作物の複製物を自己利用するために必要な範囲で著作権法に従って利用できるものとする。

第 15 条（守秘義務）

受託者は、本事業の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。

第 16 条（契約期間）

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月19日までとする。

第 17 条（業務カルテの作成）

受託者は、請負代金100万以上の測量及び調査設計業務において、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき、「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICに公衆回線を通じたオンラインにより登録するとともに、JACIC発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出するものとする。なお、提出期限は、契約締結後、業務完了後、変更事項が発生したものについて、各々10日以内とする。

第2章 現況平面図修正

第 18 条（計画準備）

受託者は作業着手前に作業の方法、主要な機器、人員配置、日程等について適切な作業計画を立案し、作業に関わる準備を行う。

作業にあたっては下記を原則とし国土地理院に公共測量申請を行うものとする。公共測量申請は受託者が作成し発注者へ提出し、発注者より国土地理院へ申請するものとする。

(1) 本庁管内

発注者が保有する最新のデジタル航空写真撮影成果（令和2年度撮影）及び移動計測車両（以下、「MMS」という。）を使用。

(2) 菊川・豊浦・豊田・豊北の各総合支所管内

MMSを使用。

(3) 公共測量申請に伴う書類は下記のとおりとし、受託者で作成するものとする。

- ① 測量成果の使用承認申請書（測量法第30条）
- ② 公共測量実施計画書（測量法第36条）
- ③ 観測経路図（数値図化計画図）
- ④ 下関市道路台帳更新業務製品仕様書（地図情報レベル1000修正数値図化）

第 19 条（貸与資料）

受託者は本庁及び各総合支所にて資料の貸与を受けるものとし、発注者より認められた本業務の管理技術者又は、主担当技術者が受け取るものとする。貸与資料については、その重要性を認識し慎重に取扱い及び保管し、作業終了後に発注者へ返還するものとする。

貸与された道路台帳平面図データ上に補正範囲と補正箇所資料との関連がわかるように補正調書の作成及び位置図の作成を行うものとする。

なお、貸与資料は以下のとおりとする。

- (1) 道路現況図データ：DXF/SFX形式及びTIFF形式
- (2) 道路台帳図データ：DXF/SFX形式及びTIFF形式
- (3) 道路台帳調書データ：Excel形式
- (4) 市道認定路線網図データ：Shape形式
- (5) 道路台帳更新サポートツール
- (6) 道路台帳入力シート及びチェックツール
- (7) 補正図面

第 20 条（現地調査）

(1) 作成基準

平面図データ修正については、「要領書」内の「製品仕様書」に基づいて作成するものとする。

(2) 現地調査

① 本庁管内

現況平面図（地図情報レベル 1000）と同縮尺に拡大した空中写真に、地形図作成に必要な各種表現事項、名称等及び「下関市道路現況平面図図式」に定められている表現事項を要領書に従い現地において調査・確認し、数値図化及び数値編集作業に必要な資料を作成する。

② 菊川・豊浦・豊田・豊北の各総合支所管内

走行計画に従って道路部における形状、地物等について、図化に必要なGNSSデータ、前方画像データ並びにレーザ点群データをMMSにてデータ計測するものとする。

イ)GNSSデータ：FKP方式による補正

ロ)前方画像データ：静止画、200万画素以上、2～5m間隔で取得可能

ハ)レーザ計測：約26,000発/秒以上、1度間隔で180度以上

ニ)データ取得走行速度：最高計測速度80km（計測は道路交通法に準拠）

標準計測速度30km～40km

ホ)同時計測データ：GNSSデータ、IMUデータ、距離データ（オドメトリ）、レーザースキャナー、デジタル画像

(3) 計測後処理改正

MMSデータ計測後、GNSSデータ、IMUデータおよび距離データを基に、計測後速やかにデータ解析を実施し、レーザデータと、デジタルカメラにより撮影された画像データの統合を実施し、公共座標値をもったカラー点群データを生成するものとする。この解析処理はレーザースキャナーによって計測された全点について実施するものとする。

(4) 点群検証点観測（VRS 測量）

走行経路毎に、計測するレーザ点群の位置精度の検証として、計測対象箇所付近の基準点上にレーザ用ターゲットを設置し、VRS方式単点法により行うものとする。但し、レーザデータ上で位置を特定できる地物を基準点として用いることができるものとする。

(5) TS 地形測量・オフセット測量

改良・改修箇所及び交通安全施設等の整備された箇所については、現地でTS地形測量又は、オフセット測量を行うものとする。

(6) TS 地形測量

貸与された道路台帳平面図データファイルに表現されている確実に、明瞭な点を与点とし、トータルステーション（FALDY）と同等級以上の機械を用いて、下表の通り測量を行うものとする。

なお与点の座標値は公共座標を原則とする。

精度 地図情報レベル	水平位置 (標準偏差)	標高 (標準偏差)
1,000	0.1m以内	0.1m以内

第 21 条（数値図化）

現地調査資料を参考にデジタル図化機を使用して新規認定路線（供用開始）及び起終点変更路線を数値図化するものとする。

なおMMSにて取得したデータで数値図化する際は、下記の精度を確保するものとする。

(1) 数値図化精度：水平位置の標準偏差0.7m以内（地図情報レベル1000）

(2) デジタル画像上での画像計測：0.1画素単位

(3) 地物の図化計測は、レーザ点群上でデジタル画像を用いて位置を確認し実施し、自動処理による道路縁・電柱・標識の自動抽出機能等を用い実施する。抽出した地物は、数値図化時に位置の点検を行うものとする。

第22条（数値編集）

取得された数値図化データについて、図形編集装置を用いて製品仕様書に則り数値編集を行うものとする。数値編集は、図形データの形状修正・注記データの付与等を行うものとする。

第23条（現地補測）

数値編集作業で生じた不明箇所について、再度現地にて測量、調査を行うものとする。陰影部現地測量の結果を、図形編集装置を用いて数値図化データに反映させ、補測編集済データを作成するものとする。

MMS計測において障害物によりデータ取得がされていない陰影部箇所等については、地形・地物をTS地形測量またはGNSS測量機を使用したRTK法による地形測量により補備測量を行うものとする。この際、MMSデータ上で取得された地物の水平位置をTS地形測量またはRTK法

による地形測量にて再観測し、精度検証を行うものとし、その際の測量精度は、水平位置の標準偏差：0.7m（地図情報レベル1000）とする。

第24条（補測数値編集）

前条までに整理された現地調査資料を用いて、製品仕様書に則り編集素図データを作成するものとする。その際、点検測量として下記の精度が確保されているか確認するものとする。

- (1) 全体の2%を対象として点検作業を行うこと。
- (2) 精度は、水平位置の標準偏差0.7m以内（地図情報レベル1000）

第25条（数値地形図データファイル更新）

数値地形図データについては、点検測量にて精度確認が完了後、製品仕様書に則り、補測数値編集済データから数値地形図（DMデータファイル）を更新するものとする。

なお、成果品であるDXF/SFC形式及びTIFF形式についても作成するものとする。

第3章 台帳平面図作成

第26条（台帳平面図作成基準）

台帳平面図作成基準として、「要領書」内の「台帳作成基準書」に基づいて作成するものとする。

第27条（現地調査）

台帳平面図データ作成に必要な下表の項目について現地調査を行うものとする。

調査項目	調査内容
道路幅員	道路の幅員が 0.5m 以上変化する箇所の幅員測定 （車道及び道路全幅、歩道、分離帯、側溝、路肩等）
路面種別	高級アスファルト、簡易アスファルト、砂利、コンクリート等
付属物	並木、並木柵、防護柵、駒止、街路灯、防犯灯、反射鏡等
工作物	堤防、護岸、ダム、踏切道、歩道橋等
占用物件	電柱（電気、電話）、郵便ポスト、電話ボックス、信号機、火災報知器、 消火栓、 マンホール、水路等
曲線半径 縦断勾配	半径 30m 以下、勾配 8%以上箇所

(1) 橋梁調査（一般橋梁）

橋梁調査は、現地にて下表の項目について調査を行うものとする。また、2方向以上からの現況写真撮影（デジタルカメラ）を行うものとする。

調査項目	調査内容
橋梁	名称、延長、幅員（車道及び全幅、歩道、分離帯、路肩）路面種別、橋種、 建設年次、自動車交通不能又は通行制限の有無等

(2) トンネル調査

トンネル調査は、現地にて下表の項目について調査を行うものとする。また、2方向以上からの現況写真撮影（デジタルカメラ）を行う。

調査項目	調査内容
トンネル	名称、延長、幅員、有効高（車道及び全幅、歩道、分離帯、路肩）路面種別、 壁面区分、建設年次、内部施設、通行制限の有無、所在地等

(3) 踏切調査

踏切道調査は、現地にて下表の項目について調査を行うものとする。また、2方向以上からの現況写真撮影（デジタルカメラ）を行うものとする。

調査項目	調査内容
踏切道	名称、延長、幅員（車道及び全幅、歩道、路肩、対道路幅員差）交差種別、 鉄道事業者、路線種別、交差角度、道路勾配、見通し距離、 道路交差点距離、単複線種別、遮断時間、所在地等

(4) 立体交差調査

立体交差調査は、現地にて下表の項目について調査を行うものとする。また、2方向以上からの現況写真撮影（デジタルカメラ）を行うものとする。

調査項目	調査内容
立体交差	名称、延長、幅員（車道及び全幅、歩道、分離帯、路肩）路面種別、壁面区分、建設年次、内部施設、交差名称、通行制限、所在地等

第28条（数値編集）

前条で実施した調査事項について、資料の整理点検を行い数値編集するものとし、編集は原則として、台帳調査測量者が行うものとする。

第29条（台帳図データファイル更新）

現況平面図データから道路台帳平面図データに必要な表現事項を「道路法施行規則」第4条の2、「国土交通省道路施設現況調査要項」、「要領書」及びその他関係法令に基づきデータファイルを更新するものとする。

策4章 道路台帳調書作成

第30条（台帳調書作成）

作成基準として、台帳平面図データより測定基図データを「要領書」内の「台帳作成基準書」に基づいて作成するものとする。

(1) 測定基図データ（区間割）データ作成

現地調査資料、道路台帳図データファイルをもとに、道路台帳管理システムに格納されている各調書データの定められた項目について、各調書データの定義に従って、区間割及び、データ更新を行うものとする。

- ① 道路種別(国土交通省幹線市町村道基準に基づく1、2級その他)が変化した場合。

- ② 道路幅員が0.5m以上変化した場合。
- ③ 路面種別(コンクリート、高級アスファルト、簡易アスファルト、砂利)が変化した場合。
- ④ 道路改良状況・(改良、未改良)が変化した場合。
- ⑤ 歩道等の形状、幅員が変化した場合。
- ⑥ 供用、未供用の状態が変化した場合。
- ⑦ 交通条件(自動車交通不可分)が変化した場合。
- ⑧ 道路屈曲部、交差点、鉄道との交差箇所。
- ⑨ 橋梁がある場合。
- ⑩ 曲線半径(半径30m以下)及び縦断勾配(8%以上)が変化する箇所。
- ⑪ 行政区界が変わる場合。
- ⑫ 図郭が変わる場合。
- ⑬ その他発注者の指示する区分。

(2) 道路屈曲部は区画を密にするとともに、交差点については発注者と協議するものとする。

(3) 測定基図データおよび現地調査等から得られたデータを基に、「要領書」に従い貸与された道路台帳入力シートに入力を行うものとする。なお入力データは下記の項目を基本とする。

① 区画データ

- イ) 道路種別
- ロ) 路面種別
- ハ) 道路幅員
- ニ) 供用、未供用
- ホ) 改良、未改良
- ヘ) 交通不能区分
- ト) 曲線半径(30m未満)
- チ) 縦断勾配(8%以上)

② 道路構造物データ

- イ) 橋梁、鉄道との交差、トンネルの名称、種別、構造、幅員延長

③ 路線データ

- イ) 路線番号
- ロ) 路線名
- ハ) 起終点番号
- ニ) 認定年月日
- ホ) 供用開始年月日

④ その他発注者の指示するデータ

(4) 区間割を設定した測定基図データにより道路の延長及び面積等を求め、貸与された道路台帳入力シートに入力することにより、更新対象路線の調書基礎データを作成するものとする。

(5) 作成された調書基礎データについて、発注者より貸与される自己チェックツールを用いて脱落や重複がないか論理エラーチェック等を行い、エラーが発生した箇所については、適正に修正を行うものとする。また、路線別・道路区分別に更新後の延長や面積等について、同ツールを使って集計した主要な項目の結果と、受領資料との比較を行い、更新内容を適切に反映しているか確認するものとする。

- (6) 完成された調書基礎データは、直近過年度データとの比較により、道路管理システム上で集計可能な調書集計処理工程へ移るものとする。なお、作成された調書基礎データについては、発注者より貸与される自己チェックツールを用いて理論エラーチェック及び路線単位の増減数値の確認・修正を行うものとする。

第31条（調書集計）

- (1) 調書集計に利用する電子計算機については、予想できる総ての事柄に対してチェック機能を備えていること。
- (2) 道路台帳調書作成に必要な総ての数値を道路台帳管理システムにより演算記憶させマスターを作成すること。
- (3) 調書様式で数値以外については原則として漢字表示とする。
- (4) マスターを基に道路台帳管理システムで分類集計を行い次の調書を作成すること。
 - ① 道路法第28条同施行規則第4条の2に基づく調書
 - ② 国土交通省道路施設現況調査提要に基づく調書
 - ③ 地方交付税算定基礎調書
 - ④ その他発注者の指示する調書
- (5) 調書データは今年度補正分のみの計算処理では認めず、全路線・全区間・全施設情報が一括で処理可能な形態コーディンクシート、計算プログラム、エラーチェックプログラム、出力レイアウト等）が確立されたものとする。
- (6) 既存調書スタイル・レイアウト・用紙様式・サイズの変更は認めない。
- (7) 取り込む道路台帳諸元プログラムデータは、貸与しないことを原則とする。貸与する資料は、道路台帳調書の出力調書等を基本とする。

第5章 道路網図作成

第32条（路線網図データ修正）

貸与された路線網図データについて、貸与された補正箇所資料や更新された道路台帳平面図データを基に、路線形状の更新追加・修正を行うものとする。

変更された路線形状に従い路線番号・路線名称の表示位置及び起終点記号について更新を行う。起終点住所等の変更がある場合は、路線情報データの更新も行うものとする。

(1) 中心線網図データ作成

更新対象の認定路線について図形編集装置にて入力を行い認定路線網図図形データ及び属性データの作成を行うものとする。

- ① 認定路線網図作成に必要な資料の整理を行い、路線毎にまとめた認定路線一覧表を作成するものとする。
- ② 認定路線図図形データは、作成した認定路線一覧表及び旧の認定路線網図から各路線の起点・終点の位置、経路をラインデータにて入力するものとする。
- ③ 認定路線図図形データの入力精度は、地図情報レベル1000とする。
- ④ 中心線網図データと調書データ（実延長調書）を比較し延長差5%以内に収めるものとする。

- ⑤ 認定路線網図属性データとして、路線番号・路線名称・道路種別等の属性を付与するものとする。
- ⑥ 入力した路線網データについては、都市計画課で運用している「下関市都市計画図等閲覧システム」への反映も行うものとする。

第6章 道路台帳図白焼製本

第33条（道路台帳図白焼製本）

第3章で作成された台帳平面図データ検証校正後、下表に従って台帳図白焼製本を作成するものとする。

地区区分	納品形式	数量	備考
本庁管内	背張り製本（全面差替え）	1組	1組=15分冊
菊川総合支所管内	ビス止め製本（該当図面差替え）	1枚	
豊浦総合支所管内	ビス止め製本（該当図面差替え）	8枚	
豊田総合支所管内	ビス止め製本（該当図面差替え）	5枚	
豊北総合支所管内	背張り製本（該当冊子差替え）	0組	1組=1分冊

第7章 成 果 品

第34条(成果品)

本作業における納入成果品は下記のとおりとする。なお成果納入後に保守業務にて道路台帳管理システムにデータ投入を行うが、データの不備があった場合は、速やかに原因を究明し受託者の責任にて修正を行うこと。なお、修正期間は5営業日以内とする。

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 現況平面図データ：DXF/SFC形式及びTIFF形式 | 1式 |
| (2) 台帳平面図データ：DXF/SFC形式及びTIFF形式 | 1式 |
| (3) 道路法施行規則第4条の2に基づく台帳データ | 1式 |
| ① 道路台帳 (様式第四第一表) | |
| ② 実延長調書 (様式第四第二表) | |
| ③ トンネル調書 (様式第四第三表) | |
| ④ 橋調書 (様式第四第四表) | |
| ⑤ 鉄道等との交差調書 (様式第四第五表) | |
| (4) 国土交通省道路施設現況調査提要に基づく台帳データ | 1式 |
| ① 道路現況調査総括(第1号様式) | |
| ② 道路現況調査独立専用自歩道(第2号様式) | |
| ③ 道路現況調査部分自歩道(第3号様式) | |
| ④ 橋梁現況調査(第5号様式) | |
| ⑤ トンネル現況調査(第6号様式) | |
| ⑥ 踏切道現況調査(第7号様式) | |
| (5) 橋梁台帳調書データ | 1式 |
| (6) 橋梁一般図データ(重要橋梁のみ) | 1式 |
| (7) 総務省地方交付税法等による調書データ | 1式 |
| (8) 附表データ(総務省用) | 1式 |
| (9) 道路現況調書データ | 1式 |
| (10) 道路台帳平面図白焼製本(仕様書第33条参照) | 1式 |
| (11) 市道認定網図電子データ(PDF版) | 1式 |
| (12) 市道認定路線網図データ：Shape形式 | 1式 |
| (13) 道路台帳管理システムデータ | 1式 |
| (14) 市道認定網図電子データ(PDF版及び製本6冊) | 各1部 |
| (15) 道路整備状況整理表 | 1式 |
| (16) その他発注者の指示するもの | 1式 |

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

特記仕様書（環境編簡易）

発注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、発注者の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減することができる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 発注者と受託者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったと

き。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 受託者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 発注者、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。